

令和7年11月21日

〒

【給与支払報告書提出依頼 在中】

広島県 庄原市長
(総務部税務課)
[公印省略]

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より庄原市税務行政につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度（令和7年分）の給与支払報告書について、令和8年1月1日現在庄原市に住所がある従業員の方について提出いただきますようお願いいたします。

【提出期限】 令和8年2月2日（月）※令和8年1月23日（金）までの提出にご協力ください。

【提出の対象者】 令和8年1月1日現在、庄原市に住所があり、

- (1) 令和8年1月1日現在において給与の支払を受けている方（休職含む）
- (2) 令和7年中に退職した方で、給与の支払を受けた方

※適正な課税の観点から、30万円を超えない方も提出をお願いします。

なお、庄原市に該当の無い場合は、総括表、普通徴収切替理由書、個人別明細書のいずれも提出の必要はありません。

【従業員の情報】 従業員の方及び扶養の方の情報は必ず正確に記入してください。

- (1) 従業員の方……氏名（フリガナ）・住所・生年月日とマイナンバー
- (2) 扶養の方………氏名（フリガナ）とマイナンバー

記入漏れや誤りがある場合は、個人への正確な関連付けのために再提出を求めておりますのでご了承ください。

【個人別明細書】 用紙は同封しておりません。最寄りの税務署、市役所に備え付けております。個人別明細書の提出枚数は1名につき1枚です。

【退職者の届出】 給与支払報告書、普通徴収切替理由書は令和8年度の住民税に係るものため、令和7年度分の退職等は給与支払報告書とは別に異動届が必要です。

【休職等で給与等の支給が無い場合】 産休や傷病等で長期休職中で給与等の支給が無い場合でも、在籍している方については提出が必要です。

【普通徴収への切替】 普通徴収切替理由書の添付及び該当者の個人別明細書摘要欄への記号略号の記載が必要です。添付や記載がない場合、原則、特別徴収対象者に指定します。

【税理士への依頼】 作成等を税理士へ依頼される場合は、金額のほか「特別徴収と普通徴収の対象者」についても正確にお伝えください。

【租税条約適用者】 租税条約適用の方については、給与支払報告書個人明細の摘要欄に、該当条項「●●条約●●条該当」を赤書きしてください。

【国外転出者】 退職後に国外へ転出する方については、給与支払報告書の提出と別に異動届が必要です。なお、令和7年度の住民税を一括徴収していただきますようお願いします。

○令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（国税庁）

- ・第2 給与所得の源泉徴収票等（給与支払報告書） 3から18ページ

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/>